

労働災害再発防止対策書の作成にあたって

中央労働基準監督署

1 労働災害再発防止対策の重要性

労働者が仕事をするにあたって、安全で安心して働くようにするのは、事業者としての責務です。このためにも、労働災害を未然に防止する措置が最も重要なことです。

また、労働災害が発生した場合の、同種・類似災害を繰り返さないようにするために対策を講じることも重要であり、事業者としての責務もあります。

労働災害を発生させてしまった場合の同種災害再発防止のための流れとしては、①発生原因を調査し、②再発防止対策を考え、③その防止対策を実行し、再発を防止することとなります。

2 労働災害の再発防止対策の流れ

① 発生状況の把握

いつ、どこで、どのような作業をしているときに、どのような状況で、そのような災害が発生したかを調べます。

② 原因の調査

なぜ、労働災害は発生したのか、労働災害の原因を調べます。

一般的に労働災害発生の原因としては、「機械設備等の不安全な状態」等の物的な原因と「労働者の不安全な行動」等の人的な原因に分けられます。そして、不安全な状態や不安全な行動を生じさせた原因として「安全管理面の不備・欠陥」があげられます。

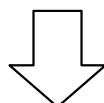
原因の調査にあたっては、直接的な原因だけでなく間接的な原因（労働者が不安全行動を行った場合、なぜ不安全行動を行ったのか（例えば、作業手順が定まっていなかったため不安全行動を行ったということ）を調査することも重要です。

③ 再発防止対策の検討

原因を調査した後、どのようにすればその原因を取り除き労働災害を防止できるのか、防止対策を考えます。

④ 再発防止対策の実施

検討された再発防止対策を実行します。なお、実行された再発防止対策が適切なものか否か、実施後、見直すことも必要です。



このような一連の流れを文書化し、対策書として記録することが重要です。

3 防止対策の一例（参考）

（1）機械設備等の不安全な状態に対する防止対策

- ・ 機械に挟まれ、巻き込まれ⇒機械に囲い、覆い等を設置する
- ・ 高所からの墜落・転落⇒安全な作業床の確保（作業床のある足場の設置）、手すり・中さん等の設置
- ・ 転倒災害⇒床面を滑りにくくする、滑りにくい靴を履く、床の段差をなくす
- ・ 適切な安全装置等を設置する
- ・ 適正な保護具を使用する
- ・ 機械設備の点検を定期的に実施する
- ・ 安全装置、保護具を日常的に点検する
- ・ 安全通路を定める
- ・ 事業場内の整理整頓を行う
- ・ 照明を明るくする

（2）労働者の不安全な行動に対応

- ・ 安全な作業手順を定め、労働者に周知・徹底する
- ・ 安全な作業手順どおり実行するように労働者に安全教育を実施する
- ・ 災害事例を発表し、類似災害を防止するように注意を喚起し、労働者の安全意識を高める
- ・ 保護具の適正な使用方法を徹底させる
- ・ 交通事故に対する交通安全教育を実施する
- ・ 注意喚起のための掲示をする
- ・ 腰痛防止のための作業方法の確立や体操を実施する

（3）その他

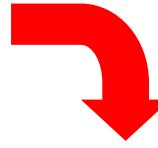
- ・ 安全衛生管理体制の確立、安全衛生委員会を活性化する
- ・ 資格の必要な作業には有資格者を就かせる（無資格者は作業させない）
- ・ 作業主任者の選任が必要な作業については、必ず作業主任者を選任する
- ・ 事業場内の安全総点検（安全パトロール）を実施し、機械設備等の不安全な状態や労働者が不安全な行動を行っていないか点検する
- ・ 職長教育を実施する
- ・ ヒヤリハット事例を収集し、防止対策を検討、実施する

労働者死傷病報告

様式第2号(第02号用紙)(表3)

81001	131010000000	各種商品小売業
中央労基株式会社	飯田橋支店	
文京区後楽1-9-20	電話 03-5803-7382	
1102-8573	□□□68人	7:平成 725 220 1315
被災労働者の氏名(姓の名の間に(文)を空すること。)	カロウドウタロウ	年 月 日 性別
労働者	太郎	553 8 15 男
休業見込期間又は死亡月日(死亡の場合は死亡日)(例:平成10年8月15日)	休業見込日	休業見込月
休業見込年	休業見込日	休業見込月
被災労働者	總務部	總務部
灾害発生状況及び原因	略図(発生時の状況を図示すること。)	
支店内バックヤードにおいて、荷物を台車で運搬しているとき、荷物が倒れました。それで前方が見落しで、少しより壁に突っ込み、その後頭部が崩れて、労働者の頭部に落とした。		
報告書作成者 職員名	總務部 0000	
年 月 日	事業者職氏名 代表取締役	
中央・労働基準監督署長職	中央花子 印	

記入例



労働災害再発防止対策書 (記入例)

第〇号

事業者名	中央労基㈱ 飯田橋支店	業種	各種小売業
所在地	東京都文京区後楽1-9-20	労働者数	68名

被災者名	労働 太郎	性別	男・女
年齢	34才	扶養児童数	1ヶ月
傷病の部位	首	(例:右手の親指)	歓迎年数 7年
傷病の性質	捻挫	(例:骨折)	経験年数 10年

1. 災害発生状況

いつ	どこで	だれが	どんな作業をしていたときに	どのように災害が発生したか
平成22年5月24日 午前 9時15分 午後	支店内バックヤード	被災者が	台車で荷物を運搬している時に	台車が壁に激突した衝撃の反動で、積荷が崩れて被災者に落した

2. 災害発生原因 (災害の原因を検査してください)

2. 1 機械・設備に関するごとく(危険な状態が無かったか検査してください)

物自体の欠陥(荷重不足、粗悪、老朽化等)	
防護装置の欠陥(カバーなし、手すりなし等)	
作業場所の欠陥(乱雑、狭い、滑りやすい等)	丁字路での両側からの通行者の確認が難しい。
作業環境の欠陥(照明不足、換気不足等)	
保護具・服装の欠陥	
その他	

3. 再発防止対策 (災害防止を検討してください)

3. 1 機械・設備の改善

丁字路であったため、今回は壁への激突であったが、他の労働者に激突するリスクも存在するため、ミラーを設け、角部から出てくる労働者を確認できるようにした。

2. 2 人に關すること (作業のやり方に不適切が無かったか検査してください)

安全装置の不使用	
カバー、手すり等の取り外し	
決められた機械・工具を使わなかった	崩れやすい荷を結束しなかった
保護具・服装の脱ぎ	
決められた手順を行わなかった	手順等は定められていないかった。
危険な箇所を行った・手を入れた	
機械運転中に掃除・修理・点検をした	
その他の	前方が見えなくなるほど荷を積んだ

3. 2 作業方法の改善

崩れやすい荷の場合には、結束バンドを用いて、衝撃が加わった際にも壊れないようにした。
荷の結束。前方視線の確保等を手順に示し、これに基づいた作業とした。
作業者の視界が確保できるような荷の高さを定めた。

2. 3 安全衛生管理 (機械設備が危険、作業員が危険行動を行った原因を管理面から直接してください)

機械・器具導入時に安全な運営計画を検討しなかった	してない。
日替・機械設備を点検していないかった	決めていない。
安全衛生に担当者を決めていかなかつた	決めていない。
安全(衛生)管理者が職務を行っていないかった	特段、危険作業としての認識がなかった。
安全な作業のやり方を決めていなかった	横街の高さ限界を定めていなかった。
作業者に作業の方法の教育を行っていないかった	やっていなかった。
作業のやり方をチェックしていなかった	個人に任せていた。
その他の	

3. 3 安全衛生管理の改善

今後、台車の車輪故障等のリスクも想定し、点検実施することとした。
各職場に輸送装置で安全当番を定め、この者を中心として作業時の添収援を実行。
安全担当者が
作業者が視界確保できる荷の高さ限界を定め、これに準じた作業とする。
他者へ激突するリスクもあることから、作業手順を定め、これを遵守するよう教育を徹底する。
向上

上記のとおり、労働災害再発防止対策を講じたので報告します。
平成25年 月 日

担当者職氏名 職務部 〇〇〇〇 TEL 03-5803-7382

中央労働基準監督署長 殿

【報告先・問い合わせ先】

中央労働基準監督署 安全衛生課 〒112-8573 東京都文京区後楽1-9-20
TEL 03-5803-7382 FAX 03-3818-6411

事業者職氏名

中央 花子

印

今後の労働災害防止にあたって

労働災害防止活動は再発を防止することと同じように、今後の新たに発生する労働災害を防止することも重要であります。

今回の災害についても災害が発生したことにより、業務遂行上、大変苦慮され、更に被災者も生活面も含めて大きな打撃を受けたものと考えられます。

そのため、これからは再発防止のみに限らず、作業の中で存在する危険の芽（危険有害要因）を事前に摘み取ることで、「災害が発生してからの対策」ではなく、「災害が発生する前の対策」が災害防止にあたって極めて重要な取り組みとなってきており、このような取組みの中でリスクアセスメントが非常に重要な安全衛生管理手法であります。

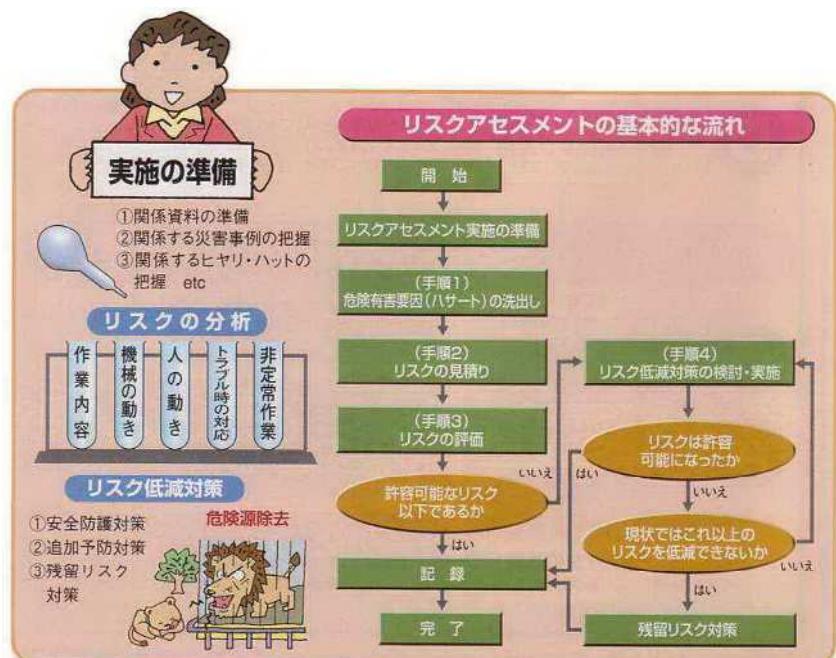
リスクアセスメントとは、職場における労働災害、健康障害の重篤性と発生危険の度合いを「リスク」としてとらえ、危険有害要因（災害と健康障害の要因）ごとのリスクの大小を評価して、重要なものから災害・危険防止対策の優位順位を決めてリスク低減対策を実施していく手法であり、リスクアセスメントにより下記のような効果が挙げられます。

【リスクアセスメントの効果】

- (1) 災害要因を事前に排除できます。
- (2) 対策の優先付けが可能となり、費用対効果が向上します。
- (3) 安全配慮義務の履行に不可欠です。
- (4) 説明責任をまとうするうえで不可欠です。
- (5) 作業者の直接的な判断を活用するので実効性が上がります。
- (6) 管理監督者と作業者との危険に対する認識が共有できます。
- (7) 残されたリスクに対して「守るべき決め事」の理由が明確になります。

【リスクアセスメントの実施手順】

- ① 職場に潜在するものを含め、あらゆる危険有害要因を洗い出す。
- ② これらの危険有害要因について、危険有害性（リスク）の見積もりを行い、リスクの大小を評価する。（評価基準（許容リスクレベルを含む）を決定して行う）
- ③ 必要性の高いものから順にリスク低減対策を検討・実施する。



【リスクアセスメントの実施手法、詳細については厚生労働省のHPから閲覧することができます。】

厚生労働省トップページから（検索サイトで「厚生労働省」と入力して検索してください）

■行政分野ごとの情報[労働基準] → ■分野別施策紹介[安全衛生対策] →

[・リスクアセスメント等関連資材・教材]